

「はい、こちら企業の労働110番です」。
電話の主は、いつも協会の役員会議に出て頂いている大手製造会社の安全担当部長さんでした。

内容は次の通りです。

名北協会相談員日誌 38



まちが“企業の 労働110番”で

(一社)名北労働基準協会 労働保險部 次長 東川 勝

「女性の事務職員がずっといすに座つてパソコンの入力業務をしていたら、腰が痛くなつてきたので病院に行きたいと言つているが、労災扱いできるか」という問い合わせ

「腰痛の労災認定について」への対応

「一般的に労
災認定を受ける
ためには、業務
とケガ・病気との間に因
果関係が認められる必要
があるわけですが、腰痛
の場合、本当に業務が原
因なのかどうか特定する
のは、かなり難しいです。
腰痛の発症は業務上の

と部長にお話
をした。そし
て改めて、腰痛
をした。そし
た。

そこで、部長さんに、
まずその職員の既往歴を
お尋ねした。するとその
職員については、ヘルニ
アであることがわかつた。
「ヘルニアであるこの
職員については、
以前から腰痛持
ちで、たまたまま
仕事中に腰が痛
くなつたもので、
労災扱いは難し

(表)

腰痛の種類	業務従事期間	従事する業務の内容
筋肉等の疲労を原因とした腰痛	右記のような業務に、比較的短期間（約3カ月以上）従事したことによる筋肉等の疲労を原因として発症した腰痛は、労災補償の対象	約20kg以上の重量物または重量の異なる物品を繰り返し中腰の姿勢で取り扱う業務 毎日数時間程度、腰にとどめ不自然な姿勢を保持して行う業務 長時間立ち上がることができず、同一の姿勢を持続して行う業務 腰に著しく大きな振動を受ける作業を継続して行う業務
骨の変化を原因とした腰痛	右記のような業務に、相当長期間（約10年以上）継続して従事したことによる骨の変化を原因として発症した腰痛は、労災補償の対象	約30kg以上の重量物を、労働時間の3分の1程度以上に及んで取り扱う業務 約20kg以上の重量物を、労働時間の半分程度以上に及んで取り扱う業務

※個々の事例についての具体的な労災認定の適否は最寄りの都道府県労働局もしくは労働基準監督署に問い合わせしてください。

原因以外にも、加齢による骨の変化や運動不足からくるもの、日常的な動作によって発症するもの、持病の腰痛が業務と関係なく発症したものなど、さまざまな原因が考えられます。まずは、労働者の方に、腰痛になつた原因を詳しく確認をしていきたいて、業務が原因であるという状況が確認できないと労災認定は難し

○災害性の腰痛の要件

(1)腰の負傷またはその原因となつた急激な力の作用が、仕事中の突発的な出来事によつて

一方、一災害性の原因によらない腰痛」とは重量物などを扱う日々の業務による腰への負荷が徐々に作用して発症した腰痛。この腰痛については表の通り、2種類に分かれ、それぞれに一定期間の業務従事があれば労災補償の対象となります。

当協会では平成26年1月24日、名古屋栄ビルディングにおいて「労災保険実務セミナー」を開催します。労災担当者のみなさま方は是非ご参加ください。

お申し込み・お問い合わせは、当協会総合受付
(☎ 052-961-1666) まで。

(2)腰に作用した力が腰痛を発症させ、または腰痛の既往症・基礎疾患を著しく悪化させたと医学的に認められること